平成２９年（フ）第２１１号
青森市大字西田沢字浜田46番地２
債務者　三上　則子
１　決定年月日時　平成29年12月19日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年２月27日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第２１６号
青森市沖館４丁目５番58号
債務者　木立早智子
１　決定年月日時　平成29年12月19日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年２月27日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第５８８号
千葉県野田市山崎1340番地の３　アビタシオンＢ－102
債務者　桜井　　強
１　決定年月日時　平成29年12月14日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年３月１日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２９年（フ）第７１７号
千葉県鎌ケ谷市南鎌ケ谷２丁目５番25号（第一中村マンション209）
債務者　小柴　悠生
１　決定年月日時　平成29年12月14日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年３月１日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２９年（フ）第７４１号
千葉県松戸市高塚新田188番地の４　グランブルー102号
債務者　成田　洸平
１　決定年月日時　平成29年12月14日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年３月１日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２９年（フ）第７４６号
千葉県柏市大井1184番地
債務者　江口　弘晃
１　決定年月日時　平成29年12月14日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年３月１日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２９年（フ）第８０５号
千葉県松戸市岩瀬631番地の７　クレスト岩瀬302号
債務者　田村　博秀
１　決定年月日時　平成29年12月14日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年３月１日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２９年（フ）第８１１号
千葉県流山市南流山７丁目３番地の２　堀方
債務者　**草**津栄美子（旧姓古賀）
１　決定年月日時　平成29年12月14日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年３月１日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２９年（フ）第８１８号
千葉県松戸市古ケ崎３丁目3352番地
債務者　渡辺　元三
１　決定年月日時　平成29年12月14日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年３月１日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２９年（フ）第３３３号
沖縄県那覇市長田２丁目２番29号　グランドヒルズタマキ707
債務者　小幡　和江
１　決定年月日時　平成29年12月18日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年３月１日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２９年（フ）第８０３号
千葉県柏市柏６丁目３番15号　友丸荘204号
債務者　後藤　惠子
１　決定年月日時　平成29年12月18日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年３月８日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２９年（フ）第９２３１号
埼玉県新座市栗原４丁目７－30　フィールドヴィレッジひばりヶ丘Ⅱ202
債務者　高橋　佳蓮
１　決定年月日時　平成29年12月15日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年２月27日まで
５　免責審尋期日　平成30年２月27日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第９２５８号
東京都江戸川区一之江７丁目24－２－101
債務者　高田　　勉
１　決定年月日時　平成29年12月15日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年２月27日まで
５　免責審尋期日　平成30年２月27日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第９２７１号
東京都豊島区目白２丁目16－27－101
債務者　照井　龍孝
１　決定年月日時　平成29年12月15日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年２月27日まで
５　免責審尋期日　平成30年２月27日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第９２７２号
東京都練馬区旭丘１丁目20－５－103
債務者　坂本　英俊
１　決定年月日時　平成29年12月18日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年２月27日まで
５　免責審尋期日　平成30年２月27日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第９２７３号
東京都板橋区仲町９－16－202
債務者　山崎　　透
１　決定年月日時　平成29年12月15日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年２月27日まで
５　免責審尋期日　平成30年２月27日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部